

子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書 (法第30条の4 第1号・第2号・第3号)

(あて先) 廿日市市長

年 月 日

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査及び申請者や同居親族の市町村民税課税状況の確認に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の1第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意の上、施設等利用給付認定を希望するため、次のとおり申し込みます。

申請区分 (□にレ点)	<input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 解除	変更・解除の理由			
施設名 利用(予定含む)する施設名を記入して下さい。		認定開始希望日 (施設利用開始日)	年 月 日		
子ども申請	ふりがな	住所	〒 - 廿日市市		
	氏名	生年月日	平成・令和 年 月 日 (年少・年中・年長)		
保護者申請	ふりがな	申請子どもとの続柄	電話番号		
	氏名		住所 ※異なる場合のみ		
保育の希望 (□にレ点)	<input type="checkbox"/> 無	保育を必要とする理由のない満3歳以上の子ども → 記入はここまでです (子どものための教育・保育給付の対象ではない幼稚園等で教育時間のみ利用する子ども)		第1号	
	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している子ども	→ 引き続き以下の記入してください		第2号
		<input type="checkbox"/> 満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもかつ世帯が市民税非課税世帯に該当	→ 引き続き以下の記入してください		第3号

保育を必要とする理由 (□にレ点)	※ 裏面に記載している証明書類等の添付が必要です。									
	(子から見た続柄) 父・母・その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ()	
(子から見た続柄) 父・母・その他 ()	<input type="checkbox"/> 就労	<input type="checkbox"/> 妊娠 出産	<input type="checkbox"/> 疾病 障害等	<input type="checkbox"/> 介護 看護	<input type="checkbox"/> 災害 復旧	<input type="checkbox"/> 求職 活動等	<input type="checkbox"/> 就学	<input type="checkbox"/> その他 ()		

(同居者を全員記入)	氏名	申請子どもとの続柄	生年月日	就労・その他 ※いずれかに○	
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他
			大正 昭和 平成 令和	年 月 日	就労・その他

※第3号（非課税世帯）で、同居しているが住民票を別にして居る祖父母等や、単身赴任等で別居している保護者についてもご記入ください。該当がない場合は記入不要です。

- ※市の様式が必要な場合は、在園の施設に申し出てください。
- ※保育を必要とする理由が変更になった場合等は、速やかに園に申し出てください。
(認定の変更を行い、無償化対象でなくなった場合は、実費で預かり保育を利用してもらう場合があります。)
- ※預かり保育利用料は、施設に一旦お支払いください。領収書等は無償化分の請求時に必要となります。
(預かり保育の無償化分の支払いは年2回程度を予定しています。)

<裏面 説明事項あり>

1 無償化の対象となるには

- ・お住まいの市町村から「保育の必要性の認定」（第2号・第3号認定）を受ける必要があります。
- ・「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件（認可保育園の利用と同等の要件）があります。下記の保育を必要とする理由をご確認ください。
- ・認可保育所に申し込みをした方で、既に認定を受けている方については、改めての認定申請は不要です。
- ・3歳児クラスから5歳児クラスの子どもたちは、月額3.7万円まで（第1号は月額2.5万円）、0歳児クラスから2歳児クラスまでの住民税非課税世帯の子どもたちは月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。

2 保育を必要とする理由

理由	要件	添付書類
就労等	保護者が就労している場合 （1日の就労時間4時間以上、かつ、月12日以上就労していること）	就労証明書又は就労状況申告書 （任意・もしくは市の様式）
妊娠・出産	保護者が第2子以降の子を出産するためにその他の児童を預ける場合 出産予定日8週間前から出産後8週間	母子健康手帳の写し （氏名と出産予定日が記載されているページの写し）
疾病・障がい等	保護者が病気の場合、又は保護者が心身に障がいがある場合	診断書、身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳の写し
介護・看護	保護者が常時かつ長期にわたり病人や心身障がい者等を介護・看護している場合 （医療機関又は自宅において介護・看護を1か月あたり12日以上行っていること）	介護を受ける方の診断書など （任意・もしくは市の様式）
災害復旧	保護者が災害により被災し、復旧にあたっている場合	罹災証明等
求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を行っていること	利用開始月から3か月を経過するまでに 就労証明書が必要
就学	保護者が就労又は技能習得を目的に就学している場合 （1日の就学時間4時間以上、かつ、月12日以上就学していること）	在学証明書
その他	保護者が保育を必要とする特別な事情がある場合	申立書（市の様式）

3 預かり保育の無償化認定（第2号・第3号認定）を受けられる世帯とは

- ・共働き世帯の子どもなど保育の必要な3歳児から5歳児までの子どもが対象。
 - ・利用日数に応じて月額の上限額は変動。（450円×利用日数）
- ※ 満3歳になった日から満3歳後最初の3月31日までの子どもは、市町村民税非課税世帯のみが無償化の対象（月額1万6,300円が上限）
- ※ 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満または年間開所日数が200日未満）場合、預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用が無償化の対象となる。（月額1万1,300円から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限）